

地方税法の施行に関する取扱いについて（道府県税関係）の一部改正 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>(目次)</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 道府県民税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 個人の道府県民税</p> <p style="padding-left: 40px;">第4～第9 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第10 上場株式等に係る<u>配当所得等</u>に係る課税の特例</p> <p style="padding-left: 40px;">第11～第14 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節～第7節 略</p> <p>第3章～第18章 略</p> <p style="text-align: center;">第1章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第13節 雑則</p> <p>55 郵送等に係る書類の提出時期の特例</p> <p style="padding-left: 20px;">地方団体の徴収金に関する書類の提出については、到達主義をもって原則とするが、納税者の便宜を考慮し、申告、徴収の猶予の申請又は更正の請求に関する書類が郵便又は信書便により提出されたときには、特例的に発信主義を認めることとしたものであること。この場合において、徴収の猶予の申請に関する書類には、法第15条の4第2項の届出書も含めて取り扱うこととすること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、税金が郵送等によって納付又は納入された場合（現金の送付があった場合のほか当地払の小切手、郵便為替証書等の送付があった場合を含む。）には、郵便</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 道府県民税</p> <p style="padding-left: 20px;">第1節 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第2節 個人の道府県民税</p> <p style="padding-left: 40px;">第4～第9 略</p> <p style="padding-left: 40px;">第10 上場株式等に係る<u>配当所得</u>に係る課税の特例</p> <p style="padding-left: 40px;">第11～第14 略</p> <p style="padding-left: 20px;">第3節～第7節 略</p> <p>第3章～第18章 略</p> <p style="text-align: center;">第1章 一般的事項</p> <p style="text-align: center;">第13節 雑則</p> <p>55 郵送等に係る書類の提出時期の特例</p> <p style="padding-left: 20px;">地方団体の徴収金に関する書類の提出については、到達主義をもって原則とするが、納税者の便宜を考慮し、申告、徴収の猶予の申請又は更正の請求に関する書類が郵便又は信書便により提出されたときには、特例的に発信主義を認めることとしたものであること。この場合において、徴収の猶予の申請に関する書類には、法第15条の4第2項の届出書も含めて取り扱うこととすること。</p> <p style="padding-left: 20px;">なお、税金が郵送等によって納付又は納入された場合（現金の送付があった場合のほか当地払の小切手、郵便為替証書等の送付があった場合を含む。）には、郵便</p>

又は信書便による書類の提出について発信主義がとられたことと関連して、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）が納期限（期限内申告、修正申告（法_____第72条の33第3項の規定によるものに限る。）に係る納期限又は納税通知書に指定された納期限をいう。）前であれば、その到達の日が納期限後であっても、その税金に係る延滞金額はこれを徴収しないこと。（法20の5の3）

58 更正の請求

申告納付又は申告納入に係る地方税について申告書を提出した者は、原則として法定納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができるものであるが、その運用については次の諸点に留意すること。（法20の9の3）

(1) 略

(2) 法第20条の9の3第1項第3号に規定する「当該申告書に記載したこの法律の規定による還付金」とは、道府県民税若しくは市町村民税の法人税割の中間納付額に係る還付金_____又は法人事業税の中間納付額に係る還付金をいうものであること。

(3) 略

第2章 道府県民税

第1節 通則

第1 納税義務者

又は信書便による書類の提出について発信主義がとられたことと関連して、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項に規定する信書便物（以下「信書便物」という。）の通信日付印により表示された日（その表示がないとき、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日）が納期限（期限内申告、修正申告（法第53条第28項又は第72条の33第3項の規定によるものに限る。）に係る納期限又は納税通知書に指定された納期限をいう。）前であれば、その到達の日が納期限後であっても、その税金に係る延滞金額はこれを徴収しないこと。（法20の5の3）

58 更正の請求

申告納付又は申告納入に係る地方税について申告書を提出した者は、原則として法定納期限から5年以内に限り更正の請求をすることができるものであるが、その運用については次の諸点に留意すること。（法20の9の3）

(1) 略

(2) 法第20条の9の3第1項第3号に規定する「当該申告書に記載したこの法律の規定による還付金」とは、道府県民税若しくは市町村民税の法人税割の中間納付額に係る還付金若しくは道府県民税の利子割に係る還付金又は法人事業税の中間納付額に係る還付金をいうものであること。

(3) 略

第2章 道府県民税

第1節 通則

第1 納税義務者

5 利子等に係る道府県民税の納税義務者は、個人、法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものであること。（法24①V）

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、一定の要件の下で、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものであること。ただし、前年の合計所得金額（上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。）が3千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りではないこと。（法附則4④、令附則4⑧）

ここでいう通算後譲渡損失の金額とは、所得割の納税義務者の純損失の金額のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産である土地等のうちその面積が500平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）をいうものであること。（法附則4①Ⅱ）

(3) 略

第2節 個人の道府県民税

第4 課税標準及び税率

9 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、一定の要件の下で、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものであること。ただし、前年の合計所得金額（上場株式等に係る配当所得の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額_____又は先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。）が3千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りではないこと。（法附則4④、令附則4⑧）

ここでいう通算後譲渡損失の金額とは、所得割の納税義務者の純損失の金額のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産である土地等のうちその面積が500平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）をいうものであること。（法附則4①Ⅱ）

(3) 略

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、一定の要件の下で、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものであること。ただし、前年の合計所得金額（上場株式等に係る配当所得等の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、一般株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る譲渡所得等の金額又は先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。）が3千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りではないこと。（法附則4の2④、令附則4の2⑦）

ここでいう通算後譲渡損失の金額とは、所得割の納税義務者の純損失の金額のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものをいうものであること。（法附則4の2①Ⅱ）

(3) 略

12 調整控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法37）

(1) 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額であり、上場株式等に係る課税配当所得等の金額、土地等に係る課

9の2 所得割の納税義務者の平成17年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額については、一定の要件の下で、法附則第34条第1項後段及び第3項第2号の規定は適用しないこととされているため、当該損失の金額と他の所得との通算及び当該損失の金額の翌年度以降への繰越しを行うことができるものであること。（法附則4の2②）

なお、この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者の前年前3年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（前年前において控除されたものを除く。）は、一定の要件の下で、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、総所得金額、土地等に係る事業所得等の金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものであること。ただし、前年の合計所得金額（上場株式等に係る配当所得の金額、土地等に係る事業所得等の金額、長期譲渡所得の金額、短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額_____又は先物取引に係る雑所得等の金額がある場合には、これらの金額を含む。）が3千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りではないこと。（法附則4の2④、令附則4の2⑦）

ここでいう通算後譲渡損失の金額とは、所得割の納税義務者の純損失の金額のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものをいうものであること。（法附則4の2①Ⅱ）

(3) 略

12 調整控除の適用に当たっては、次の諸点に留意すること。（法37）

(1) 合計課税所得金額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額であり、上場株式等に係る課税配当所得の金額、土地等に係る課

税事業所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額又は先物取引に係る課税雑所得等の金額を含まないものであること。

(2) 略

第10 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例

33の2 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成28年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得等を有する場合、申告により分離課税を選択することができるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得等の金額の100分の2に相当する金額の所得割を課するものであること。（法附則33の2①）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 当該納税義務者が支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について、総合課税の適用を受けた場合には、他の特定上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税は適用しないこと。（法附則33の2②）

第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40 株式等の譲渡による譲渡所得については、一般株式等に係る譲渡所得等と上場株式等に係る譲渡所得等との区分を行い、それぞれ総所得金額から分離して所得割が課税されるものであること。（法附則35の2・35の2の2）

税事業所得等の金額、課税長期譲渡所得金額、課税短期譲渡所得金額、株式等に係る課税譲渡所得等の金額_____又は先物取引に係る課税雑所得等の金額を含まないものであること。

(2) 略

第10 上場株式等に係る配当所得等に係る課税の特例

33の2 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき租税特別措置法第8条の4第1項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得を有する場合、申告により分離課税を選択することができるものとし、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の100分の2に相当する金額の所得割を課するものであること。（法附則33の2①）

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 略

(2) 当該納税義務者が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額について、総合課税の適用を受けた場合には、他の上場株式等に係る配当所得について、申告分離課税は適用しないこと。（法附則33の2②）

(3) 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対して課する所得割の額は、当該上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の100分の1.2に相当する金額とされているものであること。（地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。）附則3⑫）

第13 株式等に係る譲渡所得等に係る課税の特例

40の2 一般株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 一般株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第26条の28の3第6項の規定を除く。）の例により計算した一般株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2) 一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、一般株式等の譲渡による所得の金額からは控除できるが、それ以外の他の所得から控除できないこととされ、また、一般株式等の譲渡による所得以外の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、一般株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額から控除できないものであること。（法附則35の2①・④Ⅱ）

40

株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定（租税特別措置法施行令第25条の12第7項及び第26条の28の3第6項の規定を除く。）の例により計算した株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

なお、この場合において次の諸点に留意すること。

(1) 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額に対して課する所得割の額は、当該上場株式等の譲渡に係る譲渡所得等の金額の100分の1.2に相当する金額とされているものであること。（平成20年改正法附則3⑨）

(2) 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、株式等の譲渡による所得の金額からは控除できるが、それ以外の他の所得から控除できないこととされ、また、株式等の譲渡による所得以外の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額から控除できないものであること。（法附則35の2①・⑤Ⅱ）

(3) 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、法第32条第15項の規定に適用がある場合を除き、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものであること。（法32⑭）

(4) 法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る配当所得の金額を限度として損益通算が認められるものであること。（法附則35の2の6①）

(3) 地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号。以下「平成20年改正法」という。）の公布の日（平成20年4月30日）前までに払込みにより取得した特定株式の譲渡（平成20年改正法第1条の規定による改正前の法附則第35条の3第18項各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式の所有期間が3年を超える場合に限る。）に係る一般株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式に係る譲渡所得等の金額の2分の1に相当する金額であること。（平成20年改正法附則3②）

40の3 上場株式等に係る所得割の課税に当たっては、次の諸点に留意すること。

(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に係る所得割の額は、法附則第35条の2の2第1項の規定により政令で定めるところにより計算した金額に係る上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の100分の2に相当する金額とされているが、同項の政令で定めるところにより計算した金額とは、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の合計額であること。

(2) 上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額は、上場株式等の譲渡による所得の金額からは控除できるが、それ以外の他の所得から控除で

(5) 前年前3年内に生じた法附則第35条の2の6第6項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。（法附則35の2の6⑤）

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第4項の規定により順次控除するものであること。

(6) 前年前3年内に生じた法附則第35条の3第3項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額については、株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。

(7) 平成20年改正法

の公布の日（平成20年4月30日）前までに払込みにより取得した特定株式の譲渡（平成20年改正法第1条の規定による改正前の法附則第35条の3第18項各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式の所有期間が3年を超える場合に限る。）に係る株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式に係る譲渡所得等の金額の2分の1に相当する金額であること。（平成20年改正法附則3②）

きないこととされ、また、上場株式等の譲渡による所得以外の所得の金額の計算上生じた損失の金額は、上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得の金額から控除できないものであること。（法附則35の2の2①・④）

(3) 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る上場株式等に係る譲渡所得等の金額は、法第32条第15項の規定に適用がある場合を除き、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものであること。（法32⑭）

(4) 法附則第35条の2の6第2項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として損益通算が認められるものであること。（法附則35の2の6①）

(5) 前年前3年内に生じた法附則第35条の2の6第6項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額については、上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。（法附則35の2の6⑤）

なお、この場合における上場株式等の譲渡損失の金額については、令附則第18条の5第4項の規定により順次控除するものであること。

40の4 前年前3年内に生じた法附則第35条の3第6項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額については、一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として繰越控除が認められるものであること。（法附則35の3⑤）

第3節 法人の道府県民税

48 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下48に

第3節 法人の道府県民税

48 各事業年度又は各連結事業年度の開始の日前に開始した事業年度又は連結事業年度の内国法人の法人税割額について減額更正をした場合において、当該更正により減少する部分の金額のうち事実を仮装して経理した金額に係るもの（以下48に

において「仮装経理法人税割額」という。)については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度(当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。)の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法53⑳・㉑～㉓)

(1) 仮装経理法人税割額とは、法人税において事実を仮装して経理した金額に係る法人税額又は連結法人税額として算定された法人税法第135条第1項に規定する仮装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。(令9の8____)この場合において、法人税にあつては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額又は連結法人税額を限度とする還付の制度があるが、法人の道府県民税については、この制度をとっていないので、法人税法第135条第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に対応する法人税割額を控除するものであることに留意すること。(法人税法135②)

(2)～(4) 略

(5) 略

ア 更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法53㉑)

イ 残余財産が確定したときは、その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法53㉒)

ウ 合併による解散(適格合併による解散を除く。)をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法53㉓)

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合

において「仮装経理法人税割額」という。)については、当該各事業年度又は当該各連結事業年度(当該更正の日以後に終了する事業年度又は連結事業年度に限る。)の法人税割額から(5)に掲げる場合に還付又は充当すべきこととなった金額を除いて控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法53⑳・㉑～㉓)

(1) 仮装経理法人税割額とは、法人税において事実を仮装して経理した金額に係る法人税額又は連結法人税額として算定された法人税法第135条第1項に規定する仮装経理法人税額に対応する法人税割額をいうものであること。(令9の8____)この場合において、法人税にあつては、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴って、前1年以内の法人税額又は連結法人税額を限度とする還付の制度があるが、法人の道府県民税については、この制度をとっていないので、法人税法第135条第2項の規定により還付される金額を含めた法人税額又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額に対応する法人税割額を控除するものであることに留意すること。(法人税法135②)

(2)～(4) 略

(5) 略

ア 更正の日の属する事業年度又は連結事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度又は連結事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法53㉑)

イ 残余財産が確定したときは、その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法53㉒)

ウ 合併による解散(適格合併による解散を除く。)をしたときは、その合併の日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法53㉓)

エ 破産手続開始の決定による解散をしたときは、その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合

(法53㉔)

オ 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったときは、その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法53㉔)

カ アからオまでの場合において、法人の道府県民税の確定申告書の提出期限後に当該法人の道府県民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の道府県民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割について法第55条第2項の規定による決定があった場合(法53㉔)

キ 法第53条第33項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合(法53㉕)

49 道府県は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法53㉖～㉗・㉘)

(1) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正をした場合をいうものであること。(法53㉖・㉗)

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第53条第31項及び第32項の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常にこれらの規定は適用され

(法53㉕)

オ 普通法人又は協同組合等が法人税法第2条第6号に規定する公益法人等に該当することとなったときは、その該当することとなった日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限が到来した場合(法53㉕)

カ アからオまでの場合において、法人の道府県民税の確定申告書の提出期限後に当該法人の道府県民税の確定申告書の提出があった場合、又は当該法人の道府県民税の確定申告書に係る事業年度若しくは連結事業年度の法人税割について法第55条第2項の規定による決定があった場合(法53㉕)

キ 法第53条第36項各号に掲げる事実が生じたときに、その事実が生じた日以後1年以内に法人から還付の請求があり、その請求に理由がある場合(法53㉘)

49 道府県は、法人税額又は個別帰属法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額が生ずるときは、当該金額を更正の日の属する事業年度若しくは連結事業年度の開始の日から1年以内に開始する各事業年度若しくは各連結事業年度の法人税割額から順次控除することとされているが、その運用に当たっては、次の諸点に留意すること。(法53㉙～㉚・㉛)

(1) 租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第7条第1項に規定する合意に基づき国税通則法第24条又は第26条の規定による更正が行われた場合とは、同項の規定により税務署長が国税通則法第24条又は第26条の規定により更正をした場合をいうものであること。(法53㉙・㉚)

(2) 更正の請求があった日の翌日から起算して3月を経過した日以後に更正を行った場合には、法第53条第34項及び第35項の規定は適用されないものであること。

なお、更正の請求がなく更正を行った場合には、常にこれらの規定は適用され

るものであること。(法53⑳・㉑)

- (3) 法第55条第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第53条第26項又は第27項の規定の適用を受ける金額があるときは、法第55条第4項の通知の際に法第53条第26項又は第27項の規定の適用がある旨及びこれらの規定により繰越控除の対象となる金額を併せて通知するものであること。
- (4) 法人が適格合併により解散をした後に法第53条第26項から第28項までに規定する法第55条第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。(法53㉑)
- (5) 繰越控除は、各事業年度又は各連結事業年度の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除_____及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、まず外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額_____の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法53㉑)

第4節 利子等に係る道府県民税

第15 課税対象

- 62 利子割の課税対象となる利子等の範囲は、所得税における利子所得等の一律分離課税の対象とされる利子等の範囲と一致するものであること。よって、私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等、国外私募公社債等運用投資信託等の配当等についてもこれに含まれるものであること。(法23①XIVホ)

るものであること。(法53㉑・㉒)

- (3) 法第55条第1項又は第3項の規定による更正をした場合において、法第53条第29項又は第30項の規定の適用を受ける金額があるときは、法第55条第4項の通知の際に法第53条第29項又は第30項の規定の適用がある旨及びこれらの規定により繰越控除の対象となる金額を併せて通知するものであること。
- (4) 法人が適格合併により解散をした後に法第53条第29項から第31項までに規定する法第55条第1項又は第3項の規定による更正があった場合にも控除が認められるものであること。(法53㉒)
- (5) 繰越控除は、各事業年度又は各連結事業年度の確定申告に係る法人税割額からのみ行うものであること。

なお、法人税割額からの税額控除としては、外国税額控除、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除、利子割額の控除及び租税条約の実施に係る還付すべき金額の控除があるが、まず外国税額、仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額、利子割額の順に控除をし、既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合にはこれを控除した後に、租税条約の実施に係る還付すべき金額を控除するものであること。(法53㉒)

第4節 利子等に係る道府県民税

第15 課税対象

- 62 利子割の課税対象となる利子等の範囲は、所得税における利子所得等の一律分離課税の対象とされる利子等の範囲と一致するものであること。よって、私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等、国外私募公社債等運用投資信託等の配当等についてもこれに含まれるものであること。(法23①XIVホ)

なお、割引債の償還差益については、課税技術上の問題等から、当面課税の対象外としていること。(法23①XIV)

第16 非課税の範囲

63 非居住者_____が支払いを受ける利子等については、住民税の性格等から利子割を非課税としているものであり、非課税の範囲について、この点のみが所得税における利子所得等の一律分離課税と一致しないものであること。(法25の2)

64 障害者等の郵便貯金の利子、障害者等の少額預金の利子等_____又は勤労者財産形成住宅貯蓄・年金貯蓄の利子等について、非課税とされるための手続は所得税に関する手続のみで足りるものであること。

第17 課税標準及び税率

68 略

第18 特別徴収

71 特別徴収義務者は、利子等の支払いの事務又は利子等の支払いの取扱いの事務を行う営業所等の所在する道府県に特別徴収に係る税額を納入するものであるが、当該利子等の支払いの事務又は利子等の支払いの取扱いの事務は、金融商品の種類ごとに特定されており、これによって金融商品の種類ごとに利子割の納税先の道府

第16 非課税の範囲

63 非居住者又は外国法人が支払いを受ける利子等については、住民税の性格等から利子割を非課税としているものであり、非課税の範囲について、この点のみが所得税における利子所得等の一律分離課税と一致しないものであること。(法25の2①)

64 障害者等の郵便貯金の利子、障害者等の少額預金の利子等、障害者等の少額公債の利子又は勤労者財産形成住宅貯蓄・年金貯蓄の利子等について、非課税とされるための手続は所得税に関する手続のみで足りるものであること。

第17 課税標準及び税率

67の2 略

68 この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人が、その引き受けた集団投資信託（国内にある営業所に信託されたものに限る。）の信託財産について徴収された利子割の額は、当該法人が当該信託財産の収益の分配につき利子割を徴収する際、その徴収して納入すべき利子割の額から控除するものとされているが、これは信託財産に属する公社債等に対する課税と当該信託財産の収益の分配に対する課税とが二重課税の関係になるためその間を調整する趣旨によるものであること。 (法71の7①、令9の11)

第18 特別徴収

71 特別徴収義務者は、利子等の支払いの事務又は利子等の支払いの取扱いの事務を行う営業所等の所在する道府県に特別徴収に係る税額を納入するものであるが、当該利子等の支払いの事務又は利子等の支払いの取扱いの事務は、金融商品の種類ごとに特定されており、これによって金融商品の種類ごとに利子割の納税先の道府

県が特定されているものであること。（法24①V・⑧・71の10①、令7の4の2、則1の10_____）

第5節 特定配当等に係る道府県民税

第19 課税対象

72 配当割の課税対象となる特定配当等の範囲は、所得税における上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の対象とされる配当等及び割引債の差益金額に係る源泉徴収等の特例の対象とされる割引債の償還金の範囲と一致するものであること。（法23①XV）

第20 特別徴収

73 配当割の徴収については、特別徴収の方法によることとし、道府県は、特定配当等の支払いを受けるべき日現在において当該道府県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払いをする者（当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金に係る差益金額である場合にあっては、その支払いを取り扱う者。以下この項において同じ。）を、当該道府県の条例により包括的に指定するものであること。（法71の30・71の31①）この場合において、特別徴収義務者は特定配当等の支払いをする者である法人であって、個々の支店、支社、営業所等ではないこと。

第6節 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

第22 課税対象

県が特定されているものであること。（法24①V・⑧・71の10①、令7の4の2、則1の10・1の11）

第5節 特定配当等に係る道府県民税

第19 課税対象

72 配当割の課税対象となる特定配当等の範囲は、所得税における上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率等の特例の対象とされる配当等_____の範囲と一致するものであること。（法23①VX）

なお、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等（大口株主が支払を受けるものを除く。）に係る配当割の税率は、100分の3であること。（平成20年改正法附則3⑤）

第20 特別徴収

73 配当割の徴収については、特別徴収の方法によることとし、道府県は、特定配当等の支払いを受けるべき日現在において当該道府県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払いをする者（当該特定配当等が国外特定配当等又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等_____である場合にあっては、その支払いを取り扱う者。以下この項において同じ。）を、当該道府県の条例により包括的に指定するものであること。（法71の30・71の31①）この場合において、特別徴収義務者は特定配当等の支払いをする者である法人であって、個々の支店、支社、営業所等ではないこと。

第6節 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

第22 課税対象

80 株式等譲渡所得割の課税対象となる特定株式等譲渡所得金額の範囲は、所得税における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例の対象とされる所得金額の範囲と一致するものであること。(法23①XVII)

第23 特別徴収

85 特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないものであること。(法71の51③、法附則35の3の2②) この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 当該還付は、次に掲げる金額から控除する方法により行うものとする。

(令9の20②)

ア 特別徴収義務者がその年において選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は選択口座において処理された上場株式等の信用取引等の差金決済に係る差益に相当する金額から徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日までに納入すべき金額

イ 特別徴収義務者がその年において源泉徴収選択口座内配当等から徴収し、その徴収の日の属する年の翌年1月10日までに納入すべき金額

(2) 令第9条の20第1項第1号から第3号までの規定により選択口座に係る株式等譲渡所得割又は源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入金が道府県に

80 株式等譲渡所得割の課税対象となる特定株式等譲渡所得金額の範囲は、所得税における特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得等に対する源泉徴収等の特例の対象とされる所得金額の範囲と一致するものであること。(法23①VIX)

第23 特別徴収

85 特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者が開設している選択口座においてその年中に行われた対象譲渡等により、当該対象譲渡等に係る源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額に満たないこととなった場合には、その都度、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額に100分の5を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならないものであること。(法71の51③、法附則35の3の2②) この場合においては、次の諸点に留意すること。

(1) 当該特別徴収義務者が、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に株式等譲渡所得割の還付を行う場合については、当該選択口座に係る個人に対して当該満たない部分の金額の100分の3に相当する金額を還付するものであること。(平成20年改正法附則3⑥)

(2) 当該還付は、次に掲げる金額から控除する方法により行うものとする。

(令9の20②)

ア 特別徴収義務者がその年において選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は選択口座において処理された上場株式等の信用取引等の差金決済に係る差益に相当する金額から徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の1月10日までに納入すべき金額

イ 特別徴収義務者がその年において源泉徴収選択口座内配当等から徴収し、その徴収の日の属する年の翌年1月10日までに納入すべき金額

(3) 令第9条の20第1項第1号から第3号までの規定により選択口座に係る株式等譲渡所得割又は源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入金が道府県に

納入されている場合で、当該選択口座について営業の一部の譲渡等によりその事務の移管があり、かつ、当該移管を受けた特別徴収義務者が(1)により控除することができない金額があるときは、当該選択口座に係る株式等譲渡所得割又は源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割が納入された道府県の知事は、当該特別徴収義務者の請求に基づき当該選択口座に係る株式等譲渡所得割に係る更正を行い、当該控除することができない金額に相当する金額を当該特別徴収義務者に還付し、当該還付を受けた特別徴収義務者は、当該還付された金額を当該選択口座に係る個人に還付するものであること。(令9の20③・④)

(3) (2)による還付を行う場合には、道府県は、当該還付すべき金額に還付加算金を加算して行わなければならないものであること。この場合において、還付加算金の計算の始期は、選択口座に係る株式等譲渡所得割に係る更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日であること。(法17の4①IV、令6の15①I)

納入されている場合で、当該選択口座について営業の一部の譲渡等によりその事務の移管があり、かつ、当該移管を受けた特別徴収義務者が(2)により控除することができない金額があるときは、当該選択口座に係る株式等譲渡所得割又は源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割が納入された道府県の知事は、当該特別徴収義務者の請求に基づき当該選択口座に係る株式等譲渡所得割に係る更正を行い、当該控除することができない金額に相当する金額を当該特別徴収義務者に還付し、当該還付を受けた特別徴収義務者は、当該還付された金額を当該選択口座に係る個人に還付するものであること。(令9の20③・④)

(4) (3)による還付を行う場合には、道府県は、当該還付すべき金額に還付加算金を加算して行わなければならないものであること。この場合において、還付加算金の計算の始期は、選択口座に係る株式等譲渡所得割に係る更正があった日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日であること。(法17の4①IV、令6の15①I)